

テレビ電話装置等を活用したサービス実施状況の把握

(モニタリング) について

- 1 担当職員は、サービス実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、指定介護予防サービス事業所等との担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情がない限り、少なくともサービスの期間終了後、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には、利用者と面接を行います。また、面接は、原則、利用者のお宅を訪問して行います。
- 2 ただし、以下の要件を満たしている場合は、少なくとも6月に1回は利用者のお宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者のお宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。
 - (1) 文書により利用者の同意を得ていること。
 - (2) 主治医による医学的な観点からの意見や次に掲げる事項についてサービス担当者会議等において総合的に判断していること。
 - ・利用者の心身の状況が安定していること。
 - ・介護者の状況に変化がないこと。
 - ・住環境に変化がないこと（住宅改修による手すりの設置やトイレの改修等を含む）
 - ・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更がないこと。
 - (3) 利用者がテレビ電話装置を介して、意思疎通ができること。（家族のサポートがある場合も含む）
 - (4) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。
 - (5) 主治医、担当者その他の関係者の同意を得ること。
- 3 テレビ電話装置等を活用した面接は、指定介護予防サービス事業所等との連携が促進できる一方、利用者及びその家族等のテレビ電話装置等の操作が必要となります。
- 4 テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、お宅を訪問することによる面接に切り替えます。